

市県民税・所得税の 申告はお早目に

申告期限は **3月17日**

平成8年分の市県民税・所得税の申告時期になりました。申告期間は2月17日(月)から3月17日(月)までの1ヵ月間です。申告期限間近になると、会場は大変混雑しますのでお早目に申告してください。

また、期限内に正しい申告と納税をしないと、本税のほかに加算税や延滞税を追加して納めなければならないこととなりますので、御注意ください。

なお、所得税の確定申告をした人は、市県民税の申告は必要ありません。

市役所での受付

2月17日(月)～3月17日(月) 9:00～16:00

10階大会議室

※土・日曜日は除きます

※会場には、**16:00**までにお入りください

市県民税申告の出張受付

地区	とき	ところ
吉	2月21日(金)	元吉原公民館
	25日(火)	須津公民館
	26日(水)	大淵公民館
	27日(木)	原田公民館
原	28日(金)	吉永公民館
	3月4日(火)	神戸公民館
	5日(水)	東公民館

地区	とき	ところ
富士・鷹岡	2月18日(火)	農協駅南支店
	19日(水)	田子浦公民館
	20日(木)	鷹岡商工会
	24日(月)	富士公民館
	3月3日(月)	農協岩松支店
	6日(木)	丘公民館

※各会場の受付時間は、9:00～16:00です

無料税務相談

税の専門家である税理士が、申告についての相談を無料で受け付けます。なお、その場で確定申告書の提出もできますので、気軽に御相談ください。

※開設時間は各会場とも**9:30～16:00** ●のついている日が開設日です

ところ	2月			3月				
	26日(水)	27日(木)	28日(金)	3日(月)	4日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)
市役所10階大会議室	●	●	●	●	●	●	●	●
鷹岡商工会大会議室			●	●	●	●	●	●
大淵公民館第2研修室			●	●	●	●		

★問い合わせ★

富士税務署 個人課税第一部門 ☎61-2460

税務相談室 ☎64-2330

富士市役所 市民税課 ☎51-0123 内線2351～2354

還付申告の アドバイス

勤務先で年末調整を受けたサラリーマンなどで、医療費控除や住宅取得等特別控除のある人、または、昨年中に中途退職し、年末調整を受けていない人は、確定申告(還付申告)をすれば、所得税が戻る場合があります。

還付申告は、1月6日以降なら2月14日以前でも税務署で申告できますので、お早目に申告を済ませてください。

《必要書類》

- 特別減税額が記載してある平成8年分給与所得の源泉徴収票
- 印鑑
- 社会保険料や生命保険料、損害保険料などの支払い証明書
- 医療費などの領収書

※なお、医療費の領収書は、必ず医療を受けた人、病院、薬局ごとに合計を計算して持参してください

※還付金は申告者本人名義の預貯金口座へ振り込みます。金融機関名・支店名、口座番号の確認をしてきてください